

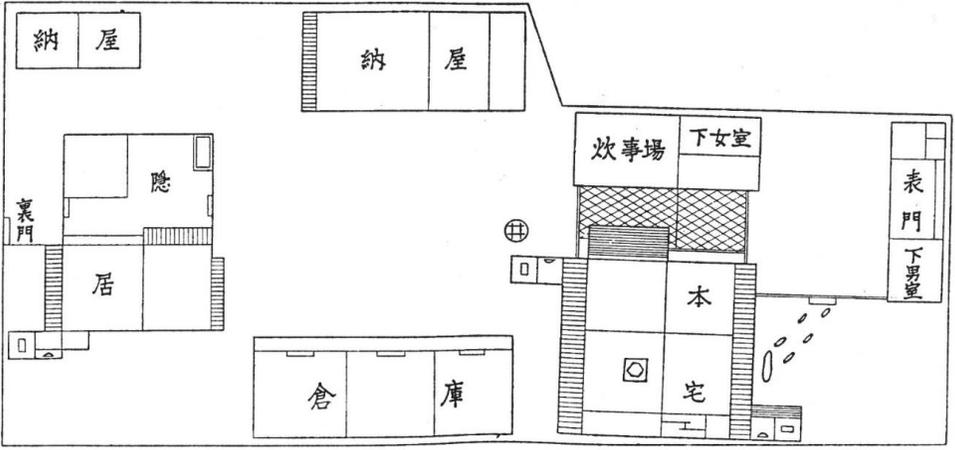
綿屋善右衛門ー近世大和綿作の盛衰から見る中山家

本文中の敬称はすべて略します。ご了承ください。

寛政10(1798)年に大和の三味田で庄屋前川家の娘として生まれた教祖みきは、文化7(1810)年に庄屋敷村の中山家に嫁ぎ、明治20(1887)年に没するまでの80年近くを中山家で過ごしました。そして80年の半ば、天保9(1838)年に立教しました。では、中山家での生活は立教に影響を与えたのでしょうか。与えたとすれば、それはどのようなものだったのでしょうか。今回は、中山家の屋号、「綿屋」に注目して考えてみました。

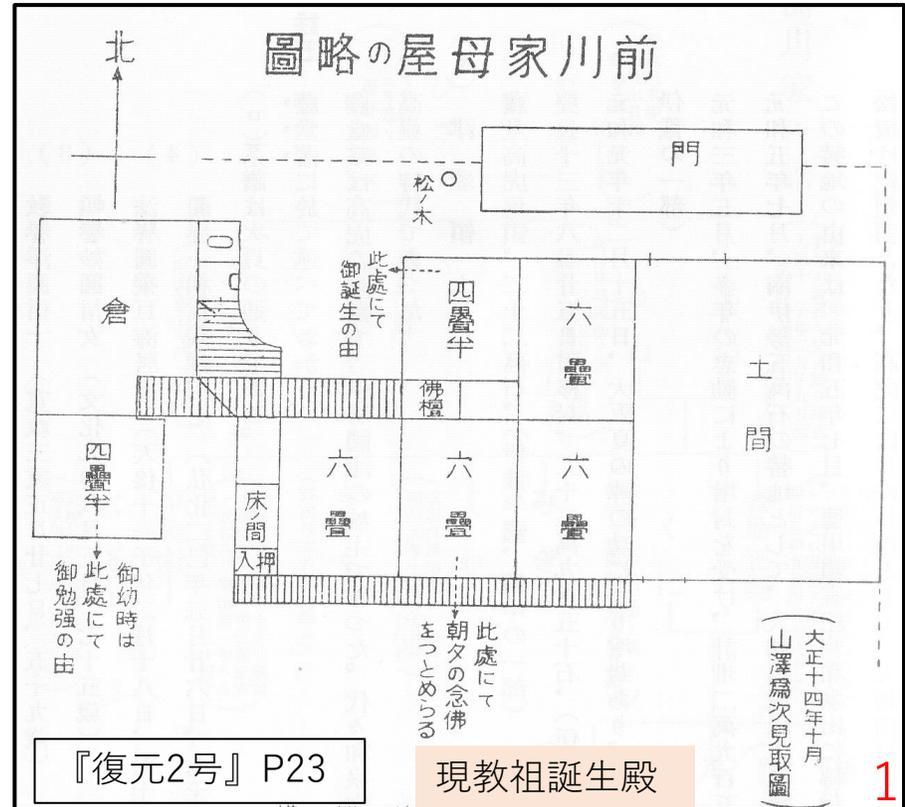


現存する前川家の門と母屋



敷地の総坪数 208坪5合
ご入嫁当時中山家

『天理教史料叢書 第一集「おやしき変遷史図」』P1, 1951, 植田英蔵編



2017.09資料P1

左の絵は、上の図面をもとに描き起こしたものとされます。(『天理時報』(週刊)1983年9月25日号.第2回.平田弘史)「教祖絵伝」と題された『稿本教祖伝』の内容を劇画にしたもので、1983年9月から1984年12月まで隔週に25回掲載されました。第25回は、明治9年頃を扱っていたのですが、編集部と作者の意見が合わず、同回を最後に連載は中止になりました。

教祖の誕生、入嫁、五重相伝

文化七年九月十五日、振袖姿で駕籠に乗り、五荷の荷を持って、庄屋敷村の中山家の人となられた。時に、教祖十三歳であった。（『稿本天理教教祖伝』 P13.1956）

誕生、入嫁、五重相伝に至ることがらのほぼ最初の記述は、右の「稿本教祖様御伝(カタカナ本)」です。これが元になって『稿本教祖伝』ができています。ただ、「カタカナ本」のさらに元をたどると、違った事実が見えてきます。

「稿本教祖様御伝」.中山新治郎.明治31年頃作.『復元33号』 P7.1958.

レタリ 五荷ノ荷ヲ持来遊サケリ 里帰リ
ハ常ニフリ袖ヲ召サレタル御身分ナリ
能ク父母ニ仕エテ遊ス事ナク 常ニ佛法ヲ信シ
テ經文ヲ誦シ玉フ
文化十三年 村切敷シテ五重ノ相傳ヲ受ケセ
ラル 百姓ノ仕事ハ何知ラヌト云事ナリ只セ
ヌモノハ荒田ヲコシト溝堀リトナリ 他ノ仕ハ
三人分位 勤ケリト直ニ奉ル
教祖ハ慈仁心ノ深キ御方ナリ 常ニ助
クルヲ好ム 其ニテ説サンニ 嘗テ村民ノ
貧人 倉ヲ破テ米ヲ盗ムモアリ 僕之レヲ
捕テ吏ニ訴エントス 教祖曰ク 貧ニ迫リテ

教祖ハ前川ノ家ニ出生ス 寛政十年四月 曾生
教祖ハ幼少ノ頃 常ニ父母ノ決下仕何一ツト
シテ 背クナク 遊ブニ方アリ
六才ニシテ 糸ヲツギ 針仕事ハ 教サレニ
見習フテ 自然ニ上達セラル
親ニ仕テ 孝養シ 一日モ 喪ル事ナシ 物見遊
散ハ好ミ 玉ハ 他人ノカ 物見遊 散 致シ 居シ
バ 家ニ 歸リテ 針仕事ヲ 研究スルカ 手習ヲ
シテ 楽ムカナシ 至ヒテ 徒ラニ 光陰ヲ 費マレ 玉ヒ
ハナシ
文化七年 教祖十三才ニシテ 中山家ニ 入嫁 遊サ

教祖の誕生日は、戸籍では4月4日

「カタカナ本」の元になったのは、諸井政一著の『正文遺韻』であるようです。諸井政一氏は明治21年、12歳でおぢばに来て、明治36年、27歳で没しています。亡くなる5, 6年前から病気であったことから、明治30年前後におぢばで聞いたことを記したものと思われます。『正文遺韻』が出版されたのは昭和12年ですから、「カタカナ本」の著者中山新治郎が明治31年頃に『正文遺韻』の原稿を読んだのか、あるいは直接政一から聞いたのでしょうか。あるいは政一が聞いた同内容を他の人から聞いたのかもしれませんが。

月日の問題について、一般に御年十三歳の九月十五日、即ち“石上神宮の祭礼の當日”からお越しになったといふ点、また、御年十五歳の二月五日に御結婚式をお挙げになったといふ点は、主として諸井政一氏の遺稿に準拠しての説であると見てよいのではあるまいか。蓋し、その二月五日といふのは、前掲の明治十八年改メの戸籍謄本から来てゐるやうに思はれてならない。と申すのは、「道すがら」を書かれた諸井政一氏はその当時の教内のインテリの一人で、執筆の参考として戸籍謄本にも一通り眼を通されたのではなからうかと推測されるからであり、更にその証拠としては教祖様の御誕生日についても、戸籍謄本通り四月四日と記されて、別に“一説に十八日も云ふ”といふ註を施してゐられることなどからしても、益々その感を強くする次第である。（「教祖様御伝稿案」山澤為次. 1946作。『復元2号』P76. 1946）

氏神同郡同村春日社	改五	大和國山邊郡三島村貳百七拾五番地 第五番屋舖住平民農 中山秀治亡妻 明治十五年九月十八日隱居
當國同郡勾田村 浄土宗 善福寺	嘉永四辛亥年三月三日出生 實父當國平群郡平等寺村平民農小東政吉亡二女 明治三庚午年八月廿六日入嫁 明治十五年十一月十一日病死	母 崎
貳拾年徴兵 新令第拾七條ノ 第五項戸主	寛政十戌午年四月四日出生 實父當國同郡三味田村平民農前川半七七長女	長女 まち
補少講義 明治十九年七月 五日管長從四位 子爵稻葉正邦 明治十九年八月 九日	明治十五年二月十五日出生 補中講義 明治十九年十二月廿四日 管長從四位子爵稻葉正邦 明治廿年一月廿七日 慶應二丙寅年五月七日出生 實父當國添上郡樺本村平民農 梶本惣治郎二男 明治十四年九月廿二日入家 明治十五年九月廿三日相續 授教導職試補 補訓導 明治十八年五月廿日 管長從四位子爵稻葉正邦	類長男 戸主 新治郎
	厄介 音次郎	

明治10年丑年を読み間違えたものか。

『復元2号』 P8

明治十九年二月十日

文政元年四月十日出生
実父吉田同郡三味田村中氏
夜前川半七七改女
文政元年三月五日入嫁
明治十九年二月十日病死

長女

子

ち

み

き

明治十四年
右通相違無申付候
六主
中山新治郎

明治十九年十一月九日改印

中山新治郎

「カタカナ本」の元と思われる『正文遺韻』の記述

御誕生 御幼時 御生れの年を申せば、寛政の十年四月四日、夜のほの／＼と明けはなる頃、五色の雲とも云はるゝあやしの雲が、屋根のあたりに厚くたな曳いて、村の誰彼が不思議の事と見てあるとき、御家の中には、うぶごゑあげて、この尊き御方とするやしらずや、愛らしの娘子が、おできあそばされたのである。
／ **註 一説に十八日とも云ふ。** ／

さて御教祖様は、世の常の御人ではござりませぬ故に、御幼少の頃の事を承りましても、我々なみのものと思ひくらべますと、うそやないかと、うたがはねばならんやうな事があります。よつて並々のものとは違ふといふ、心をもつてきかねばなりません。（『正文遺韻』P14. 諸井政一. 1937(昭和12). 天理教山名大教会）

誕生日の「4月4日」は、戸籍に由っています。「註 一説に十八日とも云ふ」というのは、だれかそれを主張する人がいたのでしょうか。なぜ、4月18日説が現在採用されているのかも知りたいたころです。

御入嫁 さて御教祖様の御里、前川家と庄屋敷村中山家とは、その以前より縁家でござりましたから、御教祖様十三才の御年に、親と親との間に、もらふ、やるといふ相談がととのひまして、その九月の十五日、庄屋敷の祭礼の時に、祭によばれていかうといふて、御教祖様を同行して、おこしに相成りまして、そこで、はじめて御教祖様に縁組の御はなしをなされまして、御教祖様がおつらがり遊ばすのを、無理に得心さして、そのまゝおやしきへのこしおいて、御親考様丈御帰りになって、それから五荷の荷物をお送りになったのでござります。（『正文遺韻』P19）

『正文遺韻』は、9月15日の祭礼の日に祭りに呼ばれて、そのまま中山家に置いていかれたとあります。

ご結婚 御教祖様は、かく御まごころをつくしてお通り被遊て、一年過ぎて十五才の春となりまして、二月五日といふ吉日に、善兵衛様とめでたく御結婚の式を御挙げあそばされました。時に善兵衛様は廿五才でありまして、即ち十違ひの御夫婦でござります。是より御夫婦御仲むつまじく、たった一つのまごころをもって、たのしき月日をお送りになりました。（『正文遺韻』P21）

『正文遺韻』には、結婚式は、一年過ぎの2月5日に挙げたとあります。この2月5日がどこから出て来たかという、戸籍にある「文政元年二月五日入嫁」(写真版戸籍参照)ではないかと山澤為次は書いています。

「五重相伝」は本当か？

「稿本教祖様御伝」(カタカナ本)にある「文化十三子年、十九歳ニシテ五重ノ相傳ヲ受ケサセラル」とある五重相伝について、「教祖様御伝稿案(二)」にはほかの資料も出ています。どれも明治30年代に書かれたもので、明治31年作のカタカナ本と大差ありません。その中で、善福寺の記録は史料的価値があると考えられるのですが、山澤為次の説明では、「墨の色や筆跡などが違ってゐる点などからして、どうやら後世になって加筆されたのではないか」とあり、若い頃に五重相伝を受けられたという事実そのものについても疑問の余地がありそうです。

- (ロ) 「文化十三子年、十九歳にして五重の相傳を受け玉へり」(初代管長様御遺稿「教祖様御傳」)
- (ハ) 「……慈悲善行が御すきと共に、佛心深くおはしましたから、十八歳の御時に五重授戒といふをお受け被遊た。」(諸井政一氏遺稿「道すがら」外編)
- (ニ) 「御教祖ハ御幼少ノ御時ヨリ佛法ノ御信心殊ニ厚ク、御歳十七歳ニシテ五重相傳ノ密授ヲ受ケ玉ヒ、常ニ家事ノ傍ラ和讃本ヲ御手ヨリ放チ玉ハザリシトゾ」(筆者不明、「御教祖御略傳、附天理教會起源沿革」一明治三十二三年頃のものらしい)
- (ネ) 善福寺の記録には、「文化十四年丑年三月五日入行、十一日正傳法」とあり、且つ其の時の教祖様の逆修の戒名は、「蓮譽勝岸智寶定尼」(善福寺に於ける墓石には、前号記述の如く、「至岳軒蓮譽華岸智寶大姉」とあり)であったといふ。即ち、これによると二十歳の御時となる。
- (ヘ) 以上の如く、十七歳説、十八歳説、十九歳説、二十歳説があつて、何れが正しいかは速断しかねるが、今のところ初代管長様御遺稿の十九歳説に依るのを正当と考へる。善福寺の記録は正確のやうであつて、實は一寸信を置くに躊躇させられる。と言ふのは墨の色や筆跡などが違ってゐる点などからして、どうやら後世になって加筆されたのではないかと思はれる個所があるからである。—以下略— (『復元3号』P12.「教祖様御伝稿案(二)」山澤為次)

戒名の話

余計なことですが、善福寺の過去帳に、秀司の戒名は、徳樹軒門營靈岸秀司**禪定門**、松枝は、寶營妙樹**禪定尼**とあります。どちらも五重相伝を受けた人の戒名です。両名とも生前に五重相伝を受けたとは思えないので、死後に五重相伝を受けたという戒名にしてもらったということでしょうか。なお、中山家の先祖の戒名にはほとんどに「譽」の字が入っています。(本資料P10参照)

「五重相伝のご案内」
男性：○譽○○禪定門
女性：○譽○○禪定尼
譽という字がお念仏の行者の証になります。(浄土宗 天龍山 法善寺HPより)

中山姓の由来－養子に 来た者の実家が中山

中山姓は養子にきた人の実家の姓だったようです。ただそれがいつの時代だったかは判明しがたい。山澤為次が記す異説によれば、教祖の御舅だったことになり、さほど古い話ではないことになります。

中山家は、遠い先祖のことは分からない。戸主は代々善右衛門と善兵衛と交互に名乗っていたという。農家で、所有田地は四町（四ヘクタール）ほどと思う。というのは、昔の大和で、田地四町歩以上もったものは殆どなかったと思われるから。／ この村では（近村もそうだと思うが）、庄屋、年寄、百姓代の役職は廻り持ちであったようだ。／ 中山の姓であるが、一般の農家であったので姓はなかったと思う。だが石上神宮の天保十年の燈籠の台石に「庄屋敷中山善右エ門」と彫られた姓名がある。ただしこの姓は、藩主からもらったものでなく、石上神宮からもらったものと思う。尚、天理市森本町に中山氏があつて、同家の系図に次のような記載がある。

中山城主系図

中山藤内信成 / 応仁二戌子七月五日歳三十五才、細川勝元卿エ仕。知行二千石ヲ領スル所、合戦ニ高名ヲスル……

(以下十六代省略)

中山佐次右エ門 正徳元年(1711)死

中山武右エ門 舎弟東大寺上ノ坊エ遣ス出家、二男有岡氏へ遣

中山八三良 養子ナリ、有岡氏ヨリ来ル、後武右エ門ト改名、舎弟善右エ門事、庄屋敷邑善右エ門方エ養子ニ遣ス、故ニ善右エ門ト名ヲ改。

この善右エ門は誰に当るか。／ この話は、決定的な話ではない。ただこのような記録があると紹介しておくものである。同家の話では、教祖が奈良の監獄へ連れていかれるとき、人力車の上から、同家の人を見つけ、訪ねておいでやと声をかけられたというし、長安寺（近鉄平端駅の側）の親戚のものが、下仁興の親戚へ行くとき、教祖をたずねると他人と違うのやでと大事にされたという話が伝えられているという。（『神の出現とその周辺』P142. 高野友治. 1979. 《高野友治著作集第六巻》）

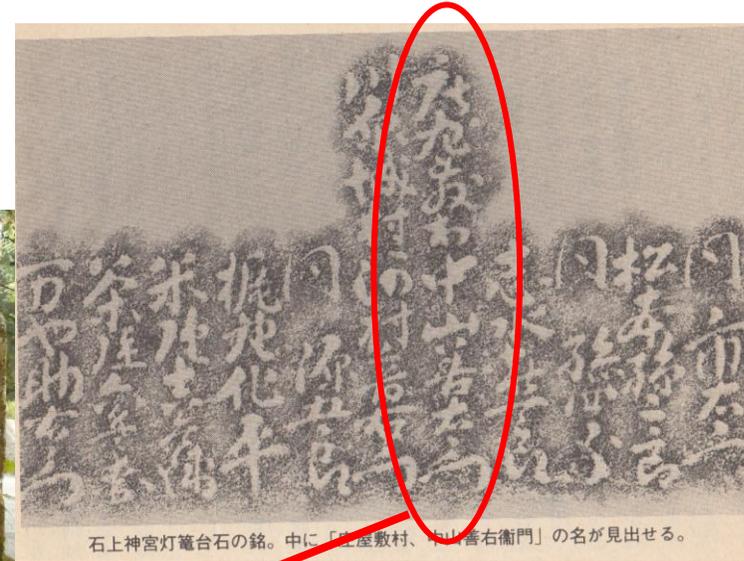
教祖様の御舅善右衛門様は文政三年六月十一日、六十二歳で出直されてゐるから、文化七年教祖様御入嫁の御時は五十二歳であられたことになる。／なほ、この善右衛門様は櫛本町大字森本二十八番地の庄屋より入婿されたといふ異説がある……

それは、中山家には男の子がなかったので、このあぐり（※教祖様の御姑おきぬの別名）さんの婿として善右衛門様を迎へられたのだらうかとの推測も成立つからである。又、それに関連して“櫛本町大字森本の庄屋に五人の男の子があつて……云々”との流説もあるから尚更である。私はこの森本の庄屋云々の話については確かめる機会がないので流説を詳記することは避けるが、他方に於てこのおきぬ様（一説に所謂あぐりさん）は、前川半七正信様の御妹であつたといふ確認があるので、恐らく善右衛門様の入婿云々は何かの間違ひだらうと思つてゐる。勿論なほ強ひて言へば、善右衛門様も養子婿であつて、それにおきぬ様が嫁がれたとも見られないことはないが、森本の庄屋云々の話はどう考へても一寸怪しいと考へる。いつか其の話の真相を正して見るつもりではあるが。（『復元2号』P69. 山澤為次）

あぐりー女の子ばかり生まれて男の子が生まれぬ時、これが最後の女兒であるようにという希望で付ける名前。また、生まれた子がうまく育たない家で、この名を付けるとその女の子は順調に成育するともいう。（日本国語大辞典）

石上神宮灯籠にある「中山善右衛門」

天保10年と日付がある灯籠に、『中山善右エ門』と書かれています。天保10年ならば、当主はみきの夫、善兵衛だったはずですが、善右エ門なのです。中山家を表す名前は善右エ門だったということでしょうか。



拓本は、「あらきとうりょう」149号P42

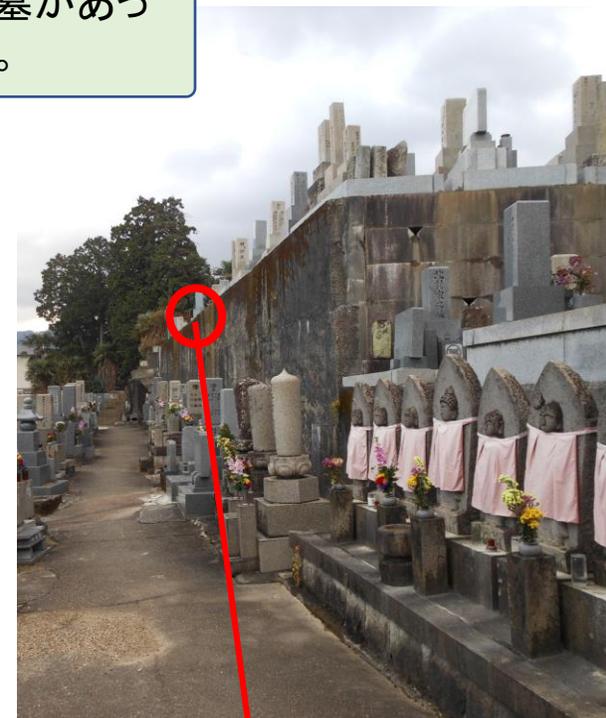


崖っぷちにある中山家の墓石

中山家は代々善兵衛、善右衛門の名を交互に世襲されてきたと傳へられるのみで、他に詳しい系譜は見富らない。それで、これを知るには其の檀那寺であった善福寺の過去帳及び墓標を調べる外はない。然るに同寺に現存してある過去帳は延享四年(※1747)以後のもの(即ち第十七代住職響誉上人の新調にかゝるもの)であり、以前のものは焼失したとかであるし、また墓標は石刻が古びて不鮮明である。而も過去帳にしる、墓碑にしる、本名は全然わからない。

(過去帳では戸主であった方の名が少しわかるのみ) 戒名を羅列したところで大した意義もないと考へるが、また何かの参考になるかも知れないので、次に私の調べたところをそのままを記してみよう。(『復元』2号.P60.山澤為次。「教祖様御伝稿案1」)

現在の善福寺の墓の様子です。中山家の墓があったと思われる場所は、空地になっています。



現在は撤去されてしまった中山家の墓

・・・中山家の墓は善福寺にありましたが、墓はそれが作られた頃の、その家の社会的地位を冷凍保存しているようなものです。善福寺は庄屋敷村の人達が有力な檀家でありました。本堂に向かって右側に庫裏があり、山門の右に鐘撞堂があって、本堂と鐘撞堂との間に村人達の墓が並んでいます。しかし、この一角には中山家の墓はありません。それは、昔からの村人達の場所からはずれた「崖つ縁」にあったのです。善福寺は、「水平社六十年」というテレビの特集番組で、差別的な墓地の扱いが今だに残っていると紹介された寺であり、その「崖つ縁」というのが、いわゆる差別の崖なのです。この崖の下に差別された人の墓があり、上には他の村の人達の墓がありますが、崖に面して、その上にあるのが中山家の墓なのです。／ 墓の大きさは、足立家、北田家といった庄屋敷村の有力者の墓の半分以下であり、どの墓石にも「中山」という字は見当たりません。石に彫ってある文字も浅く、判読しにくいですが、本部が丹念に読み取って、その絵を書いたものが残っています。ところが、4年前(昭和58年)の一月の調査では、昔の中山家の墓はきれいに取り片づけられて、なくなっていました。今は見ることは出来ません。(『中山みき研究ノート』P43)



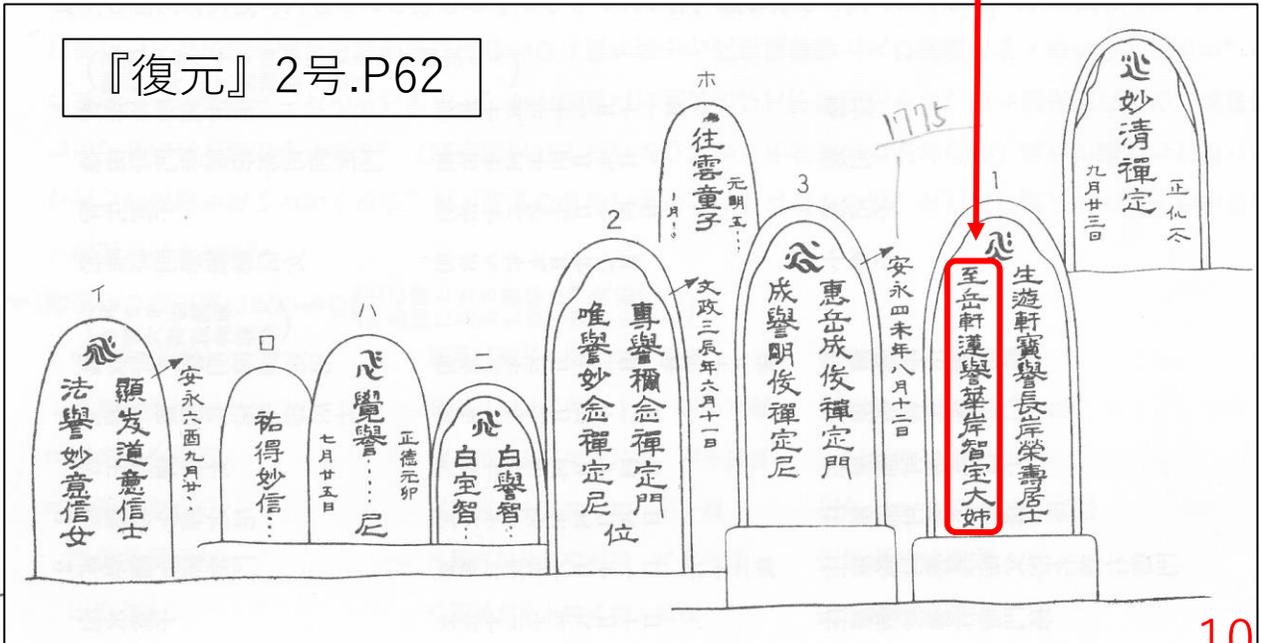
中山家過去帳及び墓石

善福寺にあった中山家の墓は、一つの崖の上と下に作られているこの寺の墓地の上の段の崖っぷちに位置し、大きさは、有力者の墓の半分以下です。この崖がいわゆる差別の崖であり、墓が作られた当時の中山家の社会的他位を知るうえで参考になるようです。ちなみに、善福寺に残されていた中山家の過去帳には、「昭和二酉六月…」とあるのが一番古いようです。江戸時代の年号に「昭和」はないので、これが「明和」だとすると、明和二(1765)年が最も古く、墓石では、安永四(1775)年が最も古いことになります。

(イ)善福寺の過去帳に見るもの(上に附したる数字は、次記(ロ)の墓碑に見るものと對照のこと)

姓名	生没年	年齢	墓石
心月智鏡童子	昭和二酉六月廿三日	四歳	庄屋敷善右衛門孫子
教寶玄幽信士	安永二巳年六月廿一日	三十三歳	庄屋敷村善右衛門子息
3 惠岳成俊禪門	安永三年八月十二日	七十四歳	庄屋敷善右衛門
3 成譽明俊法尼	天明元年十二月十日	七十歳	庄やしき村善右衛門祖母
淨譽妙圓信女	天明五巳年五月九日	八十五歳	庄屋敷善兵衛母
正夢童子	天明五巳年十月八日	四歳	庄屋敷善兵衛子
珠光淨映信士	寛政元年七月廿二日		庄ヤシキ善兵衛事
寶智元信女	寛政七 ^レ 卯年十月十日		庄屋敷邑善右衛門伯母事
夏光妙吟童女	寛政八辰年五月廿七日	五歳	庄屋敷善右衛門娘
法譽妙意禪定尼	文化二丑年八月廿四日		庄ヤシキ善右衛門妻、俗名キヌ事
泡水童子	文化十三年八月十日		庄屋敷村善右衛門孫
2 專譽彌念禪定門	文政三辰年六月十一日	六十二歳	庄屋敷村善兵衛門孫
2 唯譽妙念禪定尼	文政十一年四月八日		庄屋敷村善兵衛母
智玉慧辨童女	天保七申年四月廿四日		庄屋敷村善兵衛子
1 生遊軒寶譽長岸榮壽居士	喜永六年二月二十二日		庄屋敷善兵衛
攝取軒光譽明照禪定尼	明治三年三月十五日	行年十八歳	庄屋敷中山秀司娘
(布留大街道神葬祭) (其より寺請取)			
光唯軒明譽顯赫信女	明治八年九月廿七日		小寒子
智生童子	明治十二年七月十四日		秀司子
德樹軒門譽靈岸秀司禪定門	明治十四年四月九日		秀司
寶譽妙樹禪定尼	明治十五年十一月十一日		松枝

教祖の墓石の戒名



『復元』 2号.P60.山澤為次.「教祖様御伝稿案1」

天理図書館から、綿屋文庫目録が発刊されるに当り、序文をもとめられました。／ 綿屋文庫とは、天理図書館収蔵の、近世文学文献中、特に、俳諧を中心とした文庫に名づけた名目なのでありますが、その収蔵が、丁度一万点約二万冊に達したことを記念するかの姿となって、今回の出版となったわけでありす。／ この機会に、甚だ私事になって相すまぬ向きもありますが、私の気持ちを申し述べておきたいのです。／ 綿屋文庫とは何かと、よく尋ねられるのでありますが、俳諧又は近世文学と綿屋とは一寸見当もつかないでしょうし、おそらくその発足をお話しせぬ限り、おわかりにならぬのがもっともなのであります。しかも、この名がその意味もわからぬままに、今日ではその筋の人なら、綿屋文庫の内容をよくお知りであり、又天理図書館の名物の一つとなっているのであります。／ 内容が物をいい、その符号にすぎない名称が、疑問にされながらも放置されることは、少しもかまわぬことであります。しかし、外国語学校の図書館たりし天理図書館の傾向から申してその内容が、偏りすぎているという意味も考えられますので、あえて、この蛇足を書きのこしたくなかったのであります。／ 実は、綿屋と申すのは、私の家、中山家が幕末に使っていた屋号なのであります。『わたや善右衛門』と申すのが私の祖父に当る人なので、後年中山秀司の名の下に教会史に現われてくる、秀司祖父のことなのであります。／ 大学を出て、昭和普請にかかった頃でありました。夏の午睡の時間を利用して、長らく書物倉と呼ばれていた、物置のような倉の整理を始めたのであります。この倉は、内倉の名前で教会史にも出てくる倉で、秀司祖父の企画にかかる倉であるとか、申し伝えられていた倉なのですが、そこに収蔵されていた古書類や、使いふるしの書籍の中から“わたや善右衛門”と署名された、幾冊かの書物が出て来たのであります。／ 今にして思えば、その書籍や書類は、反古に等しいもので、夫々は何の価値もなかったのですが、それが、わたや善右衛門の使用した書物であり、記録であることを知った私には、実に得難い意義深いものを発見したと喜んだのであります。／ わたや善右衛門、それは祖父の通り名であったわけです。庄屋や戸長を勤めるかたわら近郷から綿を集めて、商っていたらしいのです。／ “綿木を日に何段抜いた”／ 等と、教祖が古物語におっしゃったとの話などにも、関連あるかも知れないのです。中山家は、藩主から苗字帯刀を許された家柄であった等々、封建時代臭の名誉(?)よりも、“わたや善右衛門”の名の方が、当時の私にどれだけの親しみと、祖父に対する懐しみを覚えたことでしょう。／ 「お前の家は、代々、善兵衛、善右衛門と代るがわる称えて来た。お前の祖父さんは善右衛門と呼んでいられたので、お前は善右衛門に当るわけや」／ と、度々、母から語られたものですが、私の先称者に該当する祖父が、“わたや”の屋号をのこしている点から、一入“わたや”の称号が、私的な懐かしみを覚えしめたわけなのです。／ 慶応年間、祖父は吉田神祇管領へ、入門(?)を“乍恐”と願い出た控えがのこっていますが、その文書には“百姓善右衛門”となっております。しかし、木綿をかけて拝することの免許書には“秀司繁治”となっております。秀司、又は秀治、秀次等の祖父の名は、或はこの免許の時に附加された免許名(?)であったのではないかとさえ考えています。この点は、なお充分に研究を重ねていませんのでいい切れませんが、農家には善右衛門の方が、秀司よりは釣りが合った響きがありますし、苗字帯刀の祖父より“わたや”の主人たる祖父の方が、私的には懐かしい祖父なのであります。(『陽気ぐらし』P322. 中山正善. 1977. 道友社. 初出は1954『天理時報』)

中山家は「綿屋」

中山家は「綿屋」という屋号を持っていたのですが、それはどの程度のレベルだったのでしょうか。江戸時代初期には大坂にはすでに綿の取引市場がありました。また、丹波市(現天理市)にも地方と直接取引する綿屋が存在していました(当資料P19参照)。ただ、中山家は、商家としての綿屋ではなく、在村の百姓と大きな綿屋との仲介をする程度だったと思われます。

・・・昔の古い話は、母からよく聞いたものでしたが、たとえば中山の家は、中山と呼ぶようになる前は、綿屋という名で通っていたとのこと。どこが京屋で、どこが油屋だという風に、この村の衆などはよく知っておりますが、あの屋号のことです。当時商っていたのが綿であったから綿屋と言ったのか、いつか商っていてそれが自然に家の名になってしまったのか、私には分かりませんが、綿屋善兵衛と呼ばれていた時代があったことは確かです。／ いずれにしても、私の家の何代かは小作人ではなかったようです。代々庄屋を勤めていたようですし、じいも庄屋を勤めておりました。／ たとえば、次のような、この地方で唄われたという面白い文句がありますので、紹介しておきましょう。

三島小在所西からみれば 足達金もち善兵衛さん地もち 角の罎(かせ)屋は妾(てかけ)もち

しかし、苗字帯刀が許されていたほどの角ばった家柄であったかどうかは分かりませんが、親父などはそう書いておりますのでその通り継承しておりますが、私は余り尊重しておりません。家柄などというものは、代々その土地に住んでおったということが大切なのであって、その意味からすれば、綿屋という屋号の方がよほど重みがありそうです。(『六十年の道草』P164. 中山正善. 1977. 道友社〈初出1960『大和』中外書房〉)

・・・大和や摂・河・泉(※摂津・河内・和泉)の村々では、すでに17世紀前半の江戸初期のうちに、商品販売目的での木綿栽培や紡績・織布が相当に高い水準で行われていたと思われるのであるが、ではその商品化はどのような形をとって行われたであろうか。・・・大正2年(1913)、「大阪市参事会」の名で刊行された『大阪市史』・・・によれば、木綿関係商品の取引市場は、すでに寛永年間、京橋一丁目(現、東区)に、青物市・川魚市とならんで開設されていた。それは青物市や川魚市のような生鮮食料品の卸売り問屋とならぶ立地という点からも推測できるように、おそらく初めは畿内各地から送られてくる実綿・繰綿を引き受け、大坂・京都などのまとまった需要家に売りさばいたものであろう。／ しかし正保年間(1644-48)には、それは「綿市問屋」とよばれるようになり(のち「三所綿問屋」という)、繰綿の江戸への販売・輸送も引き受けるようになっていったらしい。／ またこれとは別に、製織された木綿織物をあつかう問屋グループも、元和2年(1616)ころから、江戸および諸国からの買い注文を受け、大坂近在、西国筋の木綿類を集荷、供給するようになっており、のちにこれらは「江戸組毛綿仕入問屋」と称するようになった。／ こうして大坂の実綿・繰綿ならびに木綿織物関係の問屋組織は、すでに17世紀前半のうちにほぼその原型を成立させており、その後万治年間(1658-61)には「綿(繰綿)買次問屋」が起り、寛文6年(1666)には「綿(繰綿)屋仲間」が起った。前者は江戸・北国筋などに繰綿を売り出し、後者は大坂に送られてくる畿内・西国の実綿・繰綿の仲買を本業とし、罎糸などもあつかった。(『新・木綿以前のこと』P138. 永原慶二. 中央公論社(新書). 1990)

中山家は“金貸し”（「鴻ノ池」は金貸しの別名）、「質屋」をしていた。

中山家は、質屋と綿屋を営んでいたようです。当時の質屋は、田地も質物として取り、金を貸していました。それは他の質物のように単に担保として預かるという意味を越えて、田地の売買、地主、小作関係の発生という問題につながっていました。また、綿作が江戸時代の天保の頃まで非常に盛んであった大和では、綿屋は、肥料の前貸しや綿の買取を通して、農民の経済に大きく関わっていました。

2017.09資料P7

なほ古老の言に依れば、「足達は油屋、中山は鴻ノ池」とも呼ばれてみたとかであり、門構への家造りで、地方屈指の豪農であったことは確かである。中山家が豪農であったことを窺ふに足るものとして、古い「銀子借用證」の一、二が現存してゐる。

○借用申銀子之事

七十匁ヲ借り屋敷ラ質物トスルノ澄 / **元禄**十六年十月廿五日 庄屋敷村 彌作、源四郎外二名

元禄16年 = 1703

○借用申銀子ノ事

百卅五匁、コレニ對スル質物ハ田六畝三步 / 正徳五年十二月十四日 借り主 久作外三名

正徳5年 = 1715

享保3年 = 1718

○借用申銀子事

七十目、コノ貸物 畑廿歩 / 享保三年十二月十四日 孫四郎外三名 / 善五郎（?之助）殿

序に、右の古文書で見ると、昔、中山家は質屋をしてゐられたとも推察出来る。現在のやうに銀行などいふ便利な機関のない時代には、質屋は地方での金融元として相当の顔役であつたのではなからうか。なほ、質屋といふことについては、北村時計店方に今なお□という印判が残されてゐるらしいが、これは両家が合同して布留谷（豊井と豊田との分水岐点とのこと）に水車を経営されてゐた時の印であると、北村家では語つてゐるといふ。また、「綿屋善右衛門」とも称されてゐたらしい記録があるとか承つてゐる。管長様がそれに因んで「綿屋文庫」とか「綿屋蔵版」とかいふことを仰せられてゐることは皆も知つてゐるであらう。（『復元2号』P67）

□の印判

谷留布
庄屋敷
〃
質屋善右衛門
かせや平治郎
（横縦七分寸）

かせ一総(かせ)枠で一定数巻取って輪形に結束した糸をいう。紡績工場できあがった糸は、これを他工場に輸送したり市場に送り出したりするために、取扱いの便宜上総の形に仕上げる。総枠は糸の種類によって周囲の長さが異なり、1総は綿糸の場合で約768m、亜麻糸3291m、梳毛512mなどとされている。総につくることを総仕上げ、または総づくりという。普通は10総を連続した輪形として枠から取りはずし、縄をなつた形にひねって1捻(ひねり)とする。また、総枠に巻きつける態様により、平行方向に巻いたものを棒総、各層が斜めに交差するように角度をつけて巻いたものを綾総と呼んでいる。「ブリタニカ国際大百科事典」より



「かせや」とは、綿糸を「総」にする過程を扱う業のようで、平治郎もそれを家業にしていたと思われます。

中山家は庄屋をしていた

天保10年の日付のある文書に「庄屋 善兵衛」とあります。中山家は、当主が善兵衛、善右衛門を交互に名乗ったといわれます。

「庄屋」の前には「年寄」を務めている。

庄屋敷村村役人表(引用記録省略)

年代	庄屋	年寄	組頭	百姓惣代
寛政2(1790)	清 吉	伊右衛門 善右衛門		
4(1792)	清 吉	善右衛門		
文政5(1822)	宗右衛門	善兵衛 平三郎	武 助 (組頭惣代)	
6(1823)	宗右衛門	平三郎 善兵衛	伊三郎	真 助
7(1824)	宗右衛門	平三郎 善兵衛		伊三郎
"	惣右衛門	平三郎 善兵衛	伊三郎	真右衛門
天保3(1832)	善兵衛 (目附庄屋加役 孫別所村 孫村屋次郎)	平三郎 清 蔵	藤 蔵	藤 蔵 (同人)
安政3(1856)	重 助	惣右衛門 庄 作	忠兵衛 佐四郎	金 蔵

(石崎正雄氏調査)

池田士郎.道友社天理文化講座「教祖とその時代」第2回「庄屋善兵衛—最初のひながた同行者」の資料より

中山家の家柄について

中山家は村の庄屋をお勤めなされた家柄であることは、『天保十亥年三月晦日、二宗大和山邊郡庄屋敷村宗旨御改帳、庄屋敷組』とある古文書の末尾、即ち届出人の中に、
右帳面入念吟味仕御條目之通堅相守申候為後日依如件
天保十亥年三月晦日

庄屋敷村年寄	清	蔵
同 村同行	平 三	郎
同 村庄屋	善 兵	衛

進上

御奉行様

とあって、教祖様の御夫善兵衛様が庄屋の御役を勤められておられたといふ確證がある。これを見ても中山家は代々村の顔役であったことが推察出来やう。(『復元2号』P65)

中山家は周辺で「地持ち」と言われていた

また、昔からこの界隈で

庄屋敷小在所西から見れば、／ 足達金持ち **善右衛門さん地持ち**、
はなのカセ屋は妾持ち

との民謡が言ひ傳へられておたといふが、さもあつただらうと思はれる。
備考 丹波市にも左のやうな民謡があつたらしい。

大和丹波市南からくれば、村田金持ち戸や源家持ち、

北の豆腐屋の大男根持ち

これは岩井尊人氏の話であるが、戸や源とは岩井家のことを言ったものだといふ。(『復元2号』P65)

中山家の田地は約**十五、六町歩**と思われる。年貢は百石と言うたから、一段一石として約十町歩。その外に山もあり、綿も沢山作って居られた。昔は田地の1/3は綿を作ったものやから、合わせると十三、四町歩、その他の畑も入れて、十五、六町歩になる。(昭和29・7・29清水由松談) / (『天理教教祖伝稿案第20稿』註P61. 1955. 天理教教会本部)

大和は結婚の時の家柄・格式にとてもうるさい土地柄です。前川家と中山家は共に、五荷の荷で縁組をする格式の家でありました。そういう所から、五荷の荷を持って振り袖姿で嫁に入られた、ということになっていると思います。大和の様子を詳しく調べると、『巻向村史』には当時、大豆越村に四町歩以上の百姓がなかったという統計が出ています。大豆越村の山中忠七の家は七荷の荷を以つて縁組をする家柄でしたが、田地は四町歩以下ということです。中山家の記録でも**三町歩余り**が一番大きい時だったようです(注=『復元』30号、239頁)。(『中山みき研究ノート』P44. 八島英雄. 1987. 立風書房)

《自分宅ハ廿五六ヶ年以前(※安政元(1854)年の頃か)ハ素ト相當之百姓ニテ耕地モ**三町程**所有致居候所追々衰弊ニ及ビ、其末貳町餘リ之耕地是アリ候處、夫亡中山秀治成ル者足痛ニシテ農業持相當兼候ヨリ綿商仕并ニ米商致居候處微運ニシテ追々損失ラ生シ候ニ付其迹来壹町六七反之地所内、質物ニ差入成シ年期附売却等致シ、三反餘リ之耕地ヲ残シ置聊生活ヲ相図リ貳三ヶ年休業罷在候處其後復タ残耕地ヲ抵富ニ差入該金ヲ以商法資本金トシ再ヒ綿商法相當ミ候處商法上萬事利運ニ向イ
(丹波市分署宛、手續上申書。明治十四(※1881)年十月八日、中山マツエ、外四名) (天理教管長家古文書)》(『復元30号』P239)

「足達金持ち、善兵衛さん地持ち」といわれた足達家の地所が、天保9年(1838)より23年前の文化12年(1815)で4町4反8畝である。一中略一山中家、足達家との関係から見て、**4町歩から5町歩**の間程度と推定するのが穏当と考える。(『あらかとぅりょう149号』P49. 1987. 天理教青年会本部)

三島村300石で20町歩として、200石というとなら15町歩ということになる。事実、幕末の大和の農家で、15町、20町歩の田地持ちはおらなかったようである。天理市史編纂員として、市内の資料を調べさしてもらったなかで、明和2(1765)年9月記入、田井庄村源右衛門(登氏)が、高にして93石余、(田地にして、7、8町歩になるであろうか。)これが一番多かった。合場村一品の惣三郎(山中氏)が4町5反9畝(天保2年)であった。兵庫村では3町歩代三人(天保11年)小田中村では2町1畝が一人(文政8年)、中村では2町代が4名(明治7年)という程度である。中山家の場合、**5町歩から10町歩**というところであろうか。(「教史研究の宿題」P3. 高野友治)

『中山みき研究ノート』は中山家に関する資料から、「年貢を納めるのに困った人達に田畑を質に、お金を融通しているうち、返済できない人達の田畑が少しずつ入ってきて、この時代には三町歩余りの農地を持つようになった」のではないかと推論しています。

中山家のように、貧農から綿屋稼業を経て地持になる者は、史実的にも確認できます。また、井原西鶴の「大豆(まめ)一粒の光り堂」は、これをテーマにした話です。

また、天理本通りの北村時計店（屋号は「かせや」）に昔の印が一つ残っています。縦三寸、横七分という細長い判で、そこには、「布留谷庄屋敷かせや平治郎質屋善右衛門」という文字があり、今でも保存されています。

こういう古い資料を辿ると、中山家は昔から生え抜きの庄屋敷のお百姓ではなく、ある時代に他所から移住して来たもので、年貢を納めるのに困った人達に田畑を質に、お金を融通しているうち、返済できない人達の田畑が少しずつ入ってきて、この時代には三町歩余りの農地を持つようになったものと思われます。（『中山みき研究ノート』P44）

下層農民上昇の大和での例

綿の仲買い商の堺屋太三郎は、天保2年の持高がわずか1石2斗4升3合（ただし名柄村分のみ※名柄村一現御所市名柄）であった（葛上村史編纂委員会, 1958, P181）。ところが、明治初期にはこの村のみで11町余の土地を集積しており、その地位の上昇は大きい。同じく綿の仲買い商の米屋利右衛門、角屋善兵衛、平十郎の持高は、安永8年（1779）名寄帳によると、それぞれ2石2斗8升2合、1石6斗5升7合、4石6斗3升5合と決して多くはなかったが、彼らは商品流通にタッチする中でその経済的地位を高めていったであろうことは想像に難くない。また、安永8年の名寄帳にみる多数の無高農民の中にも、これらの生産工程に従事する者が多数存在したことが推察される。（「近世後期の和綿作に関する一考察」岡村光展. 『地理学評論』48-5. 1975. P373）

『日本永代蔵』の農民像

井原西鶴の「大豆(まめ)一粒の光り堂」は、三味田の東隣、佐保庄を舞台に一貧農、九助が「『大和にかくれなき』綿商人にのし上」がる物語です。この九助の出世物語を歴史学者の永原慶二は「商品生産を通じて、利潤を追求する新しい農民の姿」であり、「木綿関係の仕事にかかわるとき、もっとも鮮明に浮き上がってくると見たのは、西鶴の鋭く的確な現実観察である」と書いています。

井原西鶴は、こうした新しい時代の農民像を『日本永代蔵』の中で見事に描き出している。／『永代蔵』は貞享五年(元禄元年=1688年)に発表された西鶴の町人物の第一作であるが、その巻5第3は「大豆(まめ)一粒の光り堂」という話である。

大和国朝日の里(奈良県旧朝和村大字佐保庄・現、天理市)に住む川端の九助は、角屋(母屋にさしかけた小屋)住いの貧しい百姓で、毎年わずか一石二斗の年貢を辛うじて納め、永年かつかつに生きてきた。ところが齢も五十余りとなった年、ふと思立って、節分に撒いた豆を翌朝拾い集め、その一粒を野に埋めたところ、夏には青々とのび、秋には一合に余るみのりを得た。これをまたそっくり溝川に蒔き、秋には収穫するということを10年もくりかえすと、大豆の量はなんと88石にもなった。九助はこれで大きな灯籠を作らせ、長谷街道の常夜灯を寄進した。／このように、年とってからの九助は頭を使い、勤勉でもあったから、次第に富を蓄え、田畠を買い求め、やがて大百姓となった。農作にも「肥汁を仕掛け、間の草取、水を搔」くなど精を出したため、稲の実入りはよく、**木綿の収穫**も他人にまさっていた。それはひとえに、「**鋤鍬の禿(ちびる)程はたらくが故**」であったが、万事につけてよく頭を使い工夫をこらす人物で、**世に重宝がられる道具をいくつも作り出した**。麦などの刈株を掘りおこすための道具として、「鉄の爪をならべて、細摺(こまざらえ)といふ物」を作ったし、その他、唐箕(とうみ)・千石通し、さらには麦や稲を扱(こ)く千歯扱きも発明した。千歯扱きは「銚(とがり)竹をならべ」櫛の歯のようにしたもので、従来の扱き箸にくらべて断然能率がよく、後家女たちの手間賃稼ぎを奪うことになったので“後家倒”と名付けられた。／そればかりでなく、木綿仕事も能率が上るようと、打綿の弓を改良して「唐弓(とうゆみ)といふ物はじめて作出し、世の人に秘して、横槌にして打」つようにしたため、それまでは一日に五斤(一貫目余りか)そこそこしか打てなかったのに、一日に三貫目も打てるようになった。そこで九助は**大量の繰綿を買いこみ、多くの人を雇って、大規模に綿打ち商いを行い、これを江戸に売り出した**。その結果、九助は**4、5年のうちにみるみる「大分限」者となり、「大和にかくれなき」綿商人にのし上った**。／こうして九助は88歳まで生き、銀1700貫目という巨額の財産をのこしたが、その身一代は楽ということもなく、子孫のためによきことを行った。

西鶴の描くこの川端の九助の一代記は、もちろん実録ではなく、かれが創作したこの時代の農民の理想像といってよいものである。細摺・唐箕・千石通し・千歯扱きなどは、商品生産の発展と並行して、このころ相次いで開発され、労働の能率を一挙に引き上げた改良農具で、日本歴史の教科書にもとりあげられている。それをここでは九助が、すべてを作りだしたことになっている。すなわち九助は、「肥汁を仕掛け、間の草取、水を搔」くという労力をおしまず、田畑の管理に精を出して、土地の生産力を高める努力をかさねる一方、農具・綿打ち其の改良によって、労働力の生産性を高めることにも工夫をこらしているのである。

土地の生産性と労働力の生産性とを、同時に追求するというのは、自給的経営を行う農民の姿ではない。それは**商品生産を通じて、利潤を追求する新しい農民の姿である**。そうした新しい農民の姿は、綿打ちのような木綿関係の仕事にかかわるとき、もっとも鮮明に浮き上がってくると見たのは、西鶴の鋭く的確な現実観察である。(『新・木綿以前のこと』P206. 永原慶二. 1990. 中央公論社)

『布施市史』（第二巻）にある、河内国若江郡小若江村武村家の「農方万事日記帳」から一文化6年（1809）の「田畑農業人夫積並ニ種物仕付取人之覚」巾の一綿作部分の一反歩あたりの所要人員をみると、延べ61人となっており、そのうち綿取（綿の収穫）が15人で全体の24.5%の高比率を占めている。同年8月21日から綿取で「三番吹取、一日おきに仕廻迄」とある。

このように多労で、しかも作柄の不安定な綿作を農家が平均どの程度栽培していたのであろうか。上掲書から天保13年（1842）小若江村の事例をみよう。すなわち「経営規模別に集計すると、綿作率は経営が小さくなるほど、その比率が大きくなる傾向を示している。すなわち村の平均58.4%に対して、2町以上層はこれよりもかなり低く、48%前後で、むしろ稲作率の方が高い。5反一2町層は村の平均にほぼ等しく、五反以下の層は村の平均よりかなり高く約75%におよんでいる。しかし、一戸平均にすれば上層ほど作付面積が広く、村の平均4反1畝歩にほぼ等しい5反一1町歩経営層を境にして、その隔差が著しい」とあり、また「稲作は自作地においていとなまれる傾向が強く、村全体の平均自作地率も54.4%となっている。1町以下の経営層では経営は小作地に比重がかかっているが、そこでは稲作よりも、むしろ棉作に力点がおかれている」という。

右の史料によると、天保13年小若江村の農家戸数は78戸で、そのうち3反以上（ママ※『布施市史』で確認すると、「以下」の間違いと思われる）という零細経営農家が29戸で、全体の37.2%という高比率を占め、次が1ー2町規模の17戸で、全体の21.8%であった。また同村の1戸当たり平均作付面積は6.97反であり、その内訳は稲作平均2.9反、綿作平均4.1反で、綿作率は平均58%余を示した。

ここで問題となるのは、同村において37.2%を占めた三反以下の零細農家が七五%の綿作率を占めたということから、仮に経営規模3反の農家では2.25反の綿作と、0.75反の米作となり、たとえ、この全部に裏作の麦を栽培したとしても、7畝半の米作で、どうして食糧を確保し得たであろうか。すでに述べた「常食の麦」との関連において、きわめて深刻な問題を提示している。

もちろん、これらの零細農（小作農）は、農業労働者として、大規模経営農家に、ある程度は雇用されたとしても、注目すべきは、実はこの階層から、あるいは後述の河内木綿の生産者として、あるいは木綿買商人として、成長・発展ないしは階層分解をして行くのである。（『河内木綿史』P43.武部善人.吉川弘文館.1981）

江戸時代、丹波市
は綿の集散地だった

江戸時代初期の下館藩の商家の記録に綿の取引先として丹波市(現天理市)が出てきます。畿内の綿作というと、大坂中心に考えますが、大和でも地方との直接取引をしていたのです。

経営規模	戸数		作付面積		稲作面積			綿作面積			綿作率	1戸平均綿作面積		
					合計	自作地	自作地率	合計	自作地	自作地率				
300~400	2	2.6	715	13.2	358	1.5	314	87.7	357	11.2	224	62.7	49.9	179
200~300	3	3.8	730	13.4	386	17.1	386	100.0	344	10.8	327	95.1	47.1	115
100~200	17	21.8	2334	42.9	1000	44.2	457	45.7	1334	42.0	610	45.7	57.2	78
50~100	12	15.4	814	15.0	309	13.7	63	20.4	505	15.9	72	14.3	62.0	42
30~50	8	10.3	303	5.6	73	3.2	0	0	230	7.2	0	0	75.9	29
30畝以下	29	37.2	541	10.0	135	6.0	9	6.7	406	12.8	20	4.9	75.0	14
0	7	9.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	78	100	5437	100	2261	100	1229	54.4	3176	100	1253	39.5	58.4	41

下館藩(※茨城県西北地域)の城下町で町役人を勤めた中村兵左衛門家(中兵家)には、明暦元年(1655)から延宝四(1676)にかけての8通の店卸と、元禄期(1688-1704)以降の仕切状や差引目録などがある。一方、真壁の中村作右衛門家(中作家)にも、寛文七年(1667)と推定されるものを最初として、18世紀後半に至る58通の店卸が遺されている。近世の商家では、決算期を定めてその折の資産を調べるため、店卸を行って目録を作成することがあった。現金・在庫商品・売掛金・貸金などを数えあげ、その合計から借金・預り金・買掛金などを差引いて、正味財産を確かめるのである。両中村家の決算書類である店卸目録は、書き方・内容ともによく似ており、これらによって17世紀後半に遠く畿内から東北に至る「綿の道」をたどることができる。

両家の繰綿仕入はまず大和で行われた。大和丹波市(現天理市)の石橋太郎右衛門、今井(橿原市)の布屋善左衛門などが取引先であり、これら繰綿問屋に、仕入金を飛脚便で届けたい。元禄期に入ると、摂津国平野郷(大阪市)とも取引がされたようで、中兵家には平野の繰綿問屋車屋九右衛門・井筒屋清右衛門・竹屋次郎兵衛などからの繰綿仕切状が遺されている。享保九年(1724)の江戸繰綿問屋十六人組の生綿出所書上によると、大和国丹波市・高田(大和高田市)・今井・下田村(北葛城郡)、摂津国大坂・平野、和泉国堺、河内国久宝寺(八尾市)の八か所があげられており、18世紀前半にかけて繰綿の中心的な集散地が畿内に形成されていったことを示している。／ これら集散地には、農村から綿実や繰綿を集荷し、また加工するため、繰綿問屋や綿実買・木綿繰屋などの商人・職人が集住していた。周辺農村では、畑のみならず田でも綿を栽培する地域もあり、収穫期には綿花が白く農地をいろどった。(「『綿の道』をたどる」林玲子、『朝日百科・日本の歴史』86号.P8-267.1987.朝日新聞社)

インターネット農耕図絵馬HPより

棉作の実綿つみ

幕末、明治初めの大和農村のようす

棉

米

大和の農耕図には、米作とともに、綿作の様子が描かれています。



明治23年（1890）奉納の農耕図（1）。当時の大和国中平野（奈良盆地）のどこでも見られた稲作の四季に、綿作の実綿つみの光景が描き加えられている（左上）。綿織物などの原料となる実綿は、現金収入の得られる国中平野の大事な産業で、現在の大和高田市はその綿作の中心地だった。奈良県大和高田市曾大根・曾弥神社 平成20年（2008）撮影

下の文に、江戸時代、大和綿作の特徴が簡潔にまとめられています。

注目すべきは、**金肥の使用の普及**である。従来、肥料として緑肥・人糞・厩肥などが用いられてきたが、干鰯・油粕などの金肥の使用が進むようになったのである。金肥のうち油粕は、絞油業の展開にともなって大和国内でも生産されるようになったが、干鰯などその大部分は、大坂から剣先船で大和川を遡行してもたらされた。その量は18世紀初頭には約30万駄にもものぼっていたという。

綿と菜種 こうした金肥の使用の普及は、商業的農業の進展に対応したものであった。生産力が高く市場条件にも恵まれた大坂周辺地域では、他地域に先がけて商業的農業が進展し、17世紀の後半には、米・麦など生穀中心の農業の域を脱して、その土地に応じたよりもうかる可能性の高い作物を集中的に作り、これを市場めあてに販売するという特産物農業が盛んになった。

このころ、**奈良盆地でとくに盛んになったのが綿作**である。その起源は古く戦国期まで遡るが、民衆衣料としての木綿の需要の増大にともなって綿作が進展し、延宝～天和期（1673～83年）には、田方綿作率30～40%を示す村々も出現した。さらに、元禄～享和期（1688～1735年）を中心に、18世紀前半期にかけてピークに達し、盆地中南部では、田方綿作率50～70%を示す村々すら出現するに至っている。

当地の綿作は、畑方はもちろんのこと、田方でも盛んに行われた点に大きな特徴があった。1763（宝暦13）年の「山辺郡東井戸堂村差出明細帳」に「木綿は、八十八夜前後に蒔き付け、八月節前後より吹出し、十月節迄吹仕廻申し候」とあるように、表作であり、**稲と競合する木綿が田方でも盛んに作付される**ようになったのは、木綿が高収益を期待できる商品作物であった故であるが、同時に、**その作付によって水不足が緩和された**ためである。田方での綿作の方法には半田法もあったが、当地ではもっぱら稲と輪作する方法で行われた。水利の関係で、綿作地の選定は村の規制のもとに置かれ、たとえば、ある小字全体が今年木綿、来年稲というように、**綿作地は年々ブロックをなして移動した**。**稲作にくらべると、綿作には多くの肥料(金肥)と労力とを要し、年々の豊凶の差が激しかったが、順調に収穫されればかなりの収益をあげる**ことができ、「一兩年綿を作りたる跡へ稲を作れば、地気新にして二年ばかりは肥（こや）し多く入れずしてよく稲実るものなり」（大蔵永常『綿圃要務』）とあるように、輪作農法による効用もあった。こうして、魅力ある商品作物として、木綿は盛んに栽培されるようになったのである。（「商品生産地帯の生活—奈良盆地」谷山正道、『日本の近世8. 村の生活文化』P192. 中央公論社. 1992）



ここに取り上げた教祖の伝承は、一般の大和女性がすることを、より教祖が優れていたと強調する話になっています。

○中山みき様のお働きの事。
綿の木を作って居て、それを引くのに右手に手拭をまいてシャッ／＼／＼とお引きになった。男二段、女一段半、と云うが、教祖様は二段半お引きになったと言う。（『復元18号』P6. 梶本宗太郎述「教祖様の思い出」〈宗太郎（明治13～昭和30）は、中山みきの3女おはるの孫〉）

「同国の国中と唱ふるは、四方は山にて中は至って広くたひらかなる所故、国の真中といへる心にて斯くいふなるべし。此廻りの山に添て、西の方は竹の内村当麻寺、戊亥の方につゞきては龍田法隆寺、子丑の方は郡山、奈良、寅卯の方は石山在原寺、布留社、柿本寺、丹波市、三輪につゞき、辰巳の方は多武峰、高取、午未申の方は戸毛御所新庄也、そのめぐりの中は一面にたひらかにて、東西五里南北十里程の間土よく肥、大小の村々散在せり。此国中より宝暦の時分には凡四万駄作出せしが、（『綿圃要務』）」とある。この国中（「くんなか」とよむ）＝大和盆地がいうまでもなく、大和の綿作地帯である。（「近世大和の綿作について」奥田修三.『ヒストリア』11号.P49.1955）



御承知の通り、大和の國は木綿が名産の一つであります。……只今では、普通教育が盛んとなって、皆学校へ通ひますが、以前では大概十二三歳になりますと、木綿の白機を織らしましたのでございます。それ故、はたごも、子供のぼられるやうに出来てをります。で、御教祖様は八九歳のころ、既にこのはたごへのぼつて、木綿をおおりなさる事は、たくみでおあり遊ばされたのでござります。」（諸井政一氏遺稿「道すがら」外編〈※昭和12年版『正文遺韻』P12〉）

（『復元2号』44頁）

「教祖十一歳の時、母が用事ありて織屋を出でませば、直に織屋に入り玉ひ、木綿織をなし玉ひ、終に習ひ覚えて十二三歳の頃には人並勝れて織る様になり玉へり」（初代管長様御遺稿「教祖様御傳」〈※『復元33号』P111.〉）

（『復元2号』45頁）

宝暦は1751年から1764年まで。

中山家関連地図

三味田の西隣、長柄では、幕末になっても、田の三分の一に綿を植えていました。これは、水不足解消のために田畑輪換農法が行われていたことによると考えられます。

国中東部の綿作例。ここには幕末の山辺郡長柄村の例をかかげる。第10表でもわかるように、ここでも田方の35%~38%の綿作が行われている。（「近世大和の綿作について」奥田修三、『ヒストリア』11号.P52.1955）

第10表 長柄村の綿作付

年代	田方反別	稲作反別	綿作反別	綿/田
嘉永6年 (1853)	町反畝 83.4.1	町反畝 51.3.5	町反畝 31.8.8	% 38.0
安政2年 (1855)	83.4.9	53.7.3	29.7.9	35.0



「大豆一粒の光り堂」の舞台は、三味田の隣

なぜ井原西鶴は、三味田の隣、佐保庄を舞台に選んだのでしょうか。

「大豆一粒の光り堂」の舞台になった佐保庄



奈良盆地における在地農法を大和農法と呼ぶ。大和農法とは、水不足のもとで、都市近郊という立地を生かした田畑輪換農法である。表作の稲を植えるべき田を畑に換えて活用するのが田畑輪換であるが、17世紀から19世紀半ばまでは輪換畑に商品作物としての綿が作付されていた。本論文においては、作りまわしと農業経営のあり方がどのように関係しているのかを、とくに耕地が何筆か集まって稲なり綿なりの集団地化、ブロック化がおきることに注目しながらみていくことにする。

田畑輪換農法の場合、水田と畑が隣り合っただと並ぶという事態がおこるので、全く自分勝手に作付することは許されなかった。村による水利を中心とした社会規制が強くはたらいていたのである。次の明治19年（1886）、葛下郡田井村（※現大和高田市浮孔〈うきあな〉駅付近）の史料は、村による作付規制がどのようにはたらいていたかが具体的にわかる貴重なものである。

田綿作取極メ定約

一明治貳拾年度綿作左ニ

一字瀬屋床 但シ字限不残 / 一同柿ノ本 字限不残但シ田地堀ハ此限りニアラズ / 一同平塚 字限不残

一同西加根田 字限不残 / 一同ハカ田 字限不残

一明治貳拾壹年度同左ニ

一字小宮尻 字限不残 / 一同修理敷 字限不残 / 一同十三 字限不残

一明治貳拾貳年度綿作左ニ

一字高津羅 字限不残 / 一同中高津羅 字限不残 / 一同六ノ坪 従頭貳百四拾九番善五良ノ地迄

一同三反田 従頭四拾貳番弥平ノ地迄 / 一同毛賃田 九十六番 九十七番 九十八番

右ハ本村田水乏シクシテ稲作而已（※のみ）ニテハ充分ノ用水灌注スルヲ能ハズ、因テ右記載ノ田地各年度ニ順シ綿蒔付耕作スベキハ勿論、若右年度ニ当リ稲作植付クルトモ定用水又ハ池水等ハ更モ灌漑致サザル儀ト確守ス、依テ定約如件、但シ明治貳拾年度ヨリ相初メ、後年ニ至ルモ其年度ニ応シ三ヶ年毎ニ壹度綿作ニテ残ル式ヶ年ハ稲作植付耕作スルヲ得、尤残ル式ヶ年ハ定用水又ハ池水灌漑スルヲ得ベシ。 / 吉川弥九郎（外33名略） / 明治拾九年九月十日 / 人民惣代御中

明治20年代でも稲2年綿1年の田畑輪換サイクルが守られており、村全体で綿を作付する小字を決めているのである。近世において同内容の文書は見つかっていないが、こうした取り決めが村の初寄り合いなどで申し合わされ、慣行として順守されていたのであろう。守ることがあたりまえであったため、わざわざ文書として書き留めておく必要もなかった。しかし、田畑輪換が衰退してくると、村の社会規制を破って勝手に作付する者が頻出してきて、村人全員でこうした定約書を取りかわす必要が出てきたのではなからうか。（「大和農法における作りまわしと農業経営」徳永光俊、『わが国農法の伝統と展開』P79. 大明堂. 1999）

衰退する大和の綿作

大和から始まった畿内の綿作も、次第に河内に中心が移り、大和の綿作は次第に衰退していったとされます。その原因として挙げられるのはまず、綿質が河内に比べて悪かったこと、多量に必要な金肥を大坂から船便で運ぶため、その運賃が肥代に加算されたこと、株仲間が設立され、綿の取引価格が低く抑えられたことなどです。この大和綿作の衰退は、綿商人、質屋として活動していた中山家にも影響したのではないのでしょうか。天理教では、中山家の没落は、教祖の施しによるとされていますが、教祖の嫁入り時の着物や布団が現存することからも、どうもこの説明は怪しいと思います。実際は、大和綿作の衰退とともに、綿商いを稼業としていた中山家もそれにつれて衰退する傾向にあり、それを教祖の施しが原因であるような話にしたというのが、本当のところではないかという気がします。

大和綿は河内綿に劣る

河内の綿作地帯の地方史を読んでいると「大和の三反、河内の一反」という諺のような言葉をよく目にする。このまま解釈すれば「大和国の三反歩と河内国の一反歩とが等しい」とか「匹敵する＝つり合う」くらいの意味であろうが、その内容、すなわち大坂に近い河内と、遠い大和との地価の相違を示すのか、それとも収益の差を示すのかと、いろいろ想像が広がる。『綿圃要務』の「大和の国綿の作り方」の中に「此国中（大和国）より宝暦の時分（1751-64）には凡四万駄（大和国では壺本を九貫三百目入、三本を壺駄といふ）作出せしが、今（天保4年-1833ころ-著者注）は減じたりとぞ」とあるように、この7-80年間に大和国の綿作は減少したのに対し、前述するように天保期は河内の綿作が最盛期に達するのである。このように一方（大和国）は綿作が衰退過程をたどり、他方（河内国）は綿作の黄金時代に入る過程において、「河内の綿作は、大和の三倍ぐらい割がいい」などという噂を、比喩的・諷刺的に語呂のよい諺として人々がいうようになったのではなかろうか。

また『綿圃要務』には、大和の綿は糸口悪く、綿堅く、毛太いが、これは大和の「国土は真土（埴質壤土か—著者注）がちなれば、綿もおもく、操（繰）粉もぼつとりとして、毛も太し。これ土性のしからしむる所なれば、農人の力に及ばざる所也」とし、「河内国は……砂真土（砂質壤土か—著者注）にして」、「全体糸口にしては外の国よりも河内綿の方最上なるべし」というように、この辺からも「河内の土質は綿作にとって、大和の三倍も条件がよい」などという意味も含まれているのかも知れない。いずれにせよ、この諺の深部には綿作、とりわけ河内の綿作の有利性の意味が潜在しているように思われる。（『河内木綿史』P35.武部善人.吉川弘文館.1981）

流れに遡っての上りは大変な重労働—人力(あるいは馬)が必要— —肥料の運搬に割高な費用が掛かる—

肥料の問題がある。ここで問題になるのは、大阪周辺の綿作地と比較した場合の肥料の価格である。大和の肥料は国内の菜種糟の外は多く大阪より購入したものであろうが、それは大和川の舟運によって運ばれた。剣先船（大阪側）と梁瀬船（大和側）とが亀瀬で連絡し、両船によって移出入された。そこで大阪周辺に比し運賃の点においても割高になることが考えられる。（「近世大和の綿作について」P60）

三十石船に象徴されるように、江戸時代の河川舟運は、海運の隆盛に対応して大きな発展をみた。しかし川船の場合、下りはともかくとして、流れに遡っての上りは大変な重労働だった。これは川船の宿命ともいえるべきものだったから、よほどゆるい流れでもない限り、人力による曳き船なしに河川の舟運は成り立たなかった。まして日本のように急流の多い河川でも舟運が発達したのは、曳き船という遡航には最適の方法があったからであって、今日からみれば原始的な感じがする曳き船こそ、機械力のない時代では最上の手段だったのである。有名なヴォルガの船唄も曳き船人足の歌であり、河川舟運での曳き船は洋の東西を問わず普遍的なものだったことを忘れてはならないだろう。

淀川の三十石船もまたその例外ではなかったにもかかわらず、意外にもこのごく当たり前のことが三十石船の有名な割には知られていない。また知っている人でも、それがどのように曳かれていたのかという点になると、まるでわからないというのが実情のようである。

もっとも、常識的には淀川の堤を曳いて行けばよいことになるが、しかし川筋というのはそう単純に事が運べるようなものではない。たとえば、淀川には中津川・神崎川・木津川をはじめとする大小の河川の分流や合流点があり、そこでは堤が切れて曳き船はできなくなってしまう。いきおい曳き船をしていた水子たちは船に移り、棹をさして遡航しなければならないことになる。幸い、淀川は浅いので棹が使え、櫂や櫂よりも能率よく船を進めることができた。しかし曳き船にこしたことはない以上、これはなるべく避ける方が望ましいのはいうまでもない。また場所によっては堤の形成しにくい状況もあって、そこではやはり棹を使わざるを得ないし、さらには兩岸に点在する主要な町に寄る必要もあるなど、単純に堤を曳くことなぞ思いも寄らず、何度も広い淀川を対岸まで横断しなくてはならないといった事情も生じたりする。

（『和船Ⅱ—ものと人間の文化史76-Ⅱ』P202. 石井謙治. 法政大学出版局. 1995）

株仲間設立による綿価格の下落と大和綿の衰退

大和に株仲間が設立された安永元年は、教祖が中山家に嫁入りする40年ほど前です。この頃から大和の綿取引は衰退し始めたようです。

さて大和綿作の衰退的下向的傾向を促進する契機になったものは、安永元年（1772）の繰屋買株仲間の設立である。先述の如く大和の産綿が実綿のままあるいは繰綿の形で農民より直接買集める商人に販売されたが、安永3年における大和の在町在方の専門的綿商人の数は第20表の如くである。—中略—

安永元年6月、南都奉行所は奈良町の綿問屋宇右衛門の願出による、繰屋職、中買職の株仲間設立を認可した。これによって「百姓作綿手繰之外ハ無札ニ而取引致間敷」と農民の手繰綿の外は株仲間商人以外の直売直買が禁止されたわけである。この株仲間の設立に対してはさきあげた在町在村の専門的繰屋仲買は賛成し、組頭役出銀として、繰屋一軒につき、ろくろの数に拘らず年銀二匁、中買一軒につき商内数量に拘らず年銀一匁出すことにより、奈良・高田・丹波市・田原本・今井等の綿商人180人余は株札をうけた。在郷の綿商人が奈良の特権的問屋商人の支配下に組織されたわけである。—中略—

かくて株仲間成立の影響はすぐあらわれて、安永2年秋には**他国商人は大和に入込まず、**それらは多く河内に入り、ために**大和の綿は捌けず、綿直段は下落した。**「是迄当国ハ河州直段全体下直当国高値」であったが、株仲間成立後安永2年より上表（※第21表）の如く河州より安値になった。株仲間による買集めの独占は勿論農民的繰屋・在村小綿商人に打撃を与えたが、同時に綿価の下落は綿作農民にも大きな影響を与えた。—中略—

綿問屋による独占支配は結局それによって、かえって大和の綿作自体を衰退せしめる契機となったと考えてよいと思う。前述してきた如き、摂河にくらべて大和の綿作がもつ不利的な諸条件のうえに、この安永の株仲間設立によって綿作の発展がおしとどめられるに至ったと考えるのである。綿問屋の数が宝暦6年の17軒から安永3年の12軒、天保7年の7軒に減少していることも大和綿作の衰退を一面反映しているものでなかろうか。（「近世大和の綿作について」P62）

第20表 綿屋・繰屋・中買の数

	綿屋	繰屋	中買
奈良			21
高田寺内		17	27
今井町	36	16	3
田原本村		37	
丹波市村		35	
小計	36	95	51
合計			182人

第21表 株仲間成立後の綿価

	以前	安永二年	安永三年
河州	安	実綿 100斤 145匁	実綿 100斤 135匁
大和	高	120～ 130匁	110～ 140匁

東安堵村の顕著な綿作減少

東安堵村の綿作付の変化は顕著な減少を示しています。これは、他地域が「稲2年綿1年の田畑輪換サイクル」に縛られて綿作を続けたのに対し、灯芯にするイグサ栽培に活路を見出したことにあるのではないかと推測します。

平群郡東安堵村の場合。第16表にみられるように東安堵村では明らかに減少の傾向を指摘出来る。享保19年の37.5%より宝暦の20%、天保の10%、安政の2.5%と減少している。天保後は享保～寛保の頃の3分の1に作付率が低下している。（「近世大和の綿作について」奥田修三.『ヒストリア』11号.P55.1955）

● 安堵町伝統産業「灯芯」



いぐさの表皮をひき裂き、取り出した“ズイ”の部分を「灯芯」といい、灯明や和ろうそくの燃え芯として利用されました。この灯芯を取り出す技術「灯芯ひき」が伝えられた安堵町において特産物（品）となった灯芯の歴史など、「灯りと灯芯」をテーマとした展示をおこなっています。

- ・「灯芯藁皮商會社定約」
- ・「灯芯売上帳」
- ・灯芯ひき道具・採墨道具
- ・採墨用灯芯・瓦灯・燭台
- ・和ろうそく芯巻き道具

安堵町歴史民俗資料館HPより

第16表 東安堵村の綿作付の変化

(村高 1459石4斗9升, 田83町4反5畝余, 畑13町3反4畝余) ①

年代	綿作付	綿/田
享保19年 (1734)	「田方八十町之内三十町余年々木綿仕付申候」②	37.5%
寛保4年 (1742)	「田方八十町余之内凡三分之通り木綿作仕候」③	33.0
宝暦10年 (1752)	「田方凡二歩程木綿仕候」④	20.0
天保14年 (1843)	「田方凡一步程木綿作仕候」⑤	10.0
安政4年 (1857)	綿2500斤⑥	2.5

(註) ①元祿15年11月明委細帳②③④⑤何れも同じ年の明細帳, 宝暦10年明細帳によると田84町7反5畝余, 畑16町7畝余⑥反収125斤として約2町歩。

綿作の多肥・多労働

綿作は、多肥、多労働で豊凶の差が激しい、また、綿商人による独占的買占めといった問題をはらんでいました。

綿作の多肥・多労性について述べてみよう。綿は稲などに比べて後に詳述するようにきわめて粗収益の多い作物であったが、よい成果をおさめるためには、多くの労働や、高価な金肥を必要とする、いわゆる多労・多肥の作物であった。特に旧大和川床の新田地帯など、土質そのものは綿作の適地であったが、自給肥料に恵まれないやせ地が多く、少し日照が続けばやけるため、綿作には想像もつかぬ労苦が伴った。／ 文政11年（1828）の河内国柏原村明細帳の中に「田畑肥し、油粕、干鰯類相用……1反歩ニ付肥料代銀、稲作ニ50匁位、綿作200匁位、麦作ニ35匁位、菜種作ニ40匁位」とあり、**田・畑肥料として上質な金肥を綿作には稲作の2倍、菜種作の2.5倍、麦作の2.8倍余を施していた**。また泉佐野の文書によると、**稲作ならば一反当り22-3人役で足りるのを、綿作では約40人役を要する**といい、特に綿実取り（綿の収穫）のころには多くの労働を要し、このため紀州・淡路などがら多くの季節労働者を仰いだという。（『河内木綿史』P27.武部善人.吉川弘文館.1981）

綿作の最終的利益者

綿作は大きな問題をはらんでいたと言えるでしょう。

米遣い経済においては余剰は農民の手に残らなかったが、**綿作農民は綿を、さらにそれを加工して木綿に織って売れば、綿の2倍以上の粗収益をあげる**ことが出来、有利な綿や木綿を販売し、その金で米作地帯や他の米作農家から米を購入して、いわゆる「米買納」することにより、さらに**手元に余剰が残る**ことを知った。これは綿作ないしは余業としての木綿生産を行なう農民が自然に体得した、日本経済史上におけるきわめて重大な新事実であった。／ 木綿は従来の麻布・葛布などに比べて比較にならぬほど丈夫で、暖かくて、肌ざわりのよい実用品であったため、その需要が庶民の間に急速に高まったのは当然である。

綿は稲などに比べて、きわめて多肥・多労を要する作物であった。魚肥や油粕を中核とする高級な有機質肥料の必要性は、農村内部に肥料商の出現を誘発し、肥料代金をめぐって前貸的・高利貸的な支配・隷属関係発生契機を与えた。本来綿作は自然条件に強く支配され、豊凶の差が激しいため、凶作の際には零細綿作農民は、肥料商ばかりでなく、大坂の綿問屋や農村内部に簇生（※そうせい）する木綿買商人にも隷属支配され、階層分解ないしは初期＝原型的な産業構造の分解が促進された。

しかし、きわめて**有利であるべき綿作・綿織地帯農民の階層分解ないしは初期的産業構造の分解を決定的に促進させたのは**、大坂の綿買問屋資本の支配もさることながら、**農村内部から自生・内発的に出現した木綿買商人による強力な買占的な支配である**。彼等は農民の生産品を、幕府に上納する冥加銀や御用金抛出（献金）という紐帯（※ちゅうたい）を通じ、封建的権力の保護を受け、あるいは強力な株仲間を組織し、綿や木綿の流通部門を独占する、買占的特権商人として君臨するに至るのである。（『河内木綿史』P267）**29**

下の文は「おふでさき」の普遍性について語られたものですが、「みかぐらうた」についても同様のことが言えると思います。江戸時代後期という時期に、大和の農村を舞台にして生まれた「みかぐらうた」は、その時の産物であるゆえに、場所、時代を超えた普遍性を持っているのです。それゆえ、それを理解するためには、タイムスリップしてその時代をつぶさに観察することが必要です。しかし、それは現実にはできないので、書き残された資料から再現してみるしかありません。今回はその一つの試みです。

【「おふでさき」には普遍性がある】 そのことは言葉を変えて言いますと、「おふでさき」には普遍性がある、つまり、これは天理教だけのものとか、あるいは日本で生まれた宗教だから、日本だけのものというわけではなくて、世界中あまねく、それは意義を持った、そして価値ある經典であるという意味であろうと思います。／ このことを逆に申しますと、「おふでさき」は、もとより信仰の中の方々にとっては、ある意味では絶対のものでありますし、評価を絶したものであるのは当然でありますけれど、同時にまた、これは外の者、あるいは日本はもとより海外の国々の人々にとっても、批判に耐える、そして、評価しうる内容の書物であるという意味であろうと思います。／ 「おふでさき」が持っております内容は、限りなく普遍的な性格を持っている、そしてそのことが立証されていく過程が、また天理教が世界に拡がっていく過程であろうと思います。

【特定の状況を捉えて真理に達する】 そこでまず、歴史的意義ということが出てまいります。それはどういうことかと申しますと、およそ宗教の經典は、ある特定の、面倒な言葉を使いますと、空間的、時間的限定などと申しますが、ある時期にある場所で、成立いたします。そして、まがうかたなく、これは歴史の産物、歴史が産み出したものであるという性格を持っております。／ このことは、キリスト教の聖書にせよ、あるいは仏典にせよ、あるいはイスラム教のコーランにせよ、みな一定の状況のもとで、一定の地域で、生まれてまいります。そして、その内容は、はっきりとその時間的、空間的状況に対応し、あるいは対決し、さらに言うならばきり結んで生まれてきた文献なのです。／ ですから、それは決して、抽象的な、空に浮いた産物ではなくて、血も流れ、涙も滴っているような生きた書物であるからこそ、強い生命を持っているということが出来ると思います。／ 往々にして、普遍的な聖典、普遍的な尊い教えというようなことになりまして、日本という国とか、社会とか、あるいは幕末維新の時代とか、そういうものを越えているから普遍的だと思われがちですが、そうではないのです。／ それは、特定の状況のもとで成立したからこそ、そこに表われたものを正しく捉えて真理を引き出していき、真理に達しているという意味での普遍性だろうというように思われます。／ なぜそういう混同なり誤解が起こるかと言いますと、宗教と哲学との微妙な違いがそこにあるように思います。つまり哲学というのは、宗教と同じように、真理に近付こうとする人間の知的な努力に違いありません。ところが宗教は今申しましたようにある場所ある時代における産物であることがやがて普遍性を産み出してくるのです。／ 宗教がそういう構造であるのに対して、哲学は、終始、抽象形而上の世界を扱います。そこで問題になることは、論理であり、あるいは弁証であり、つまり言葉あるいは人間の思考の考えていくことの筋道を問題にしていくのです。そういう操作が、一つの哲学体系を作るわけです。／ 同じように真理への道であっても、宗教の經典は、全く違う成り立ちのものであるということを踏まえておく必要があると思います。（「『おふでさき』の歴史的思想的意義」村上重良.1988.10.25.天理市川原城会館講演）